

事業実施予定団体 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 5 年度長野県外国人介護人材受入支援事業の実施意向について (照会)

平素、長野県の福祉行政につきまして、格別なご理解、ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。  
県では、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、民間団体が実施する外国人介護人材の資質向上支援事業に要する経費を助成する外国人介護人材受入支援事業を、下記のとおり実施する予定です。

つきましては、本事業の実施を希望する場合は、関係書類を介護支援課あて提出してください。

記

1 補助対象事業

事業	研修対象者	研修内容	補助基準額	補助事業者
(1)外国人介護人材を対象にした研修事業	県内で就労する介護職種の種類の実習生及び介護分野における 1 号特定技能外国人	研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。 (例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」など。)なお、研修は講義(座学)のみならず演習を取り入れること。	1 事業者あたり 3,000 千円	社会福祉法人、 公益社団法人、 一般社団法人、 公益財団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人等の民間団体
(2)外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業	外国人介護人材受入施設等(受入予定施設等を含む)の職員	外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介など。		

2 対象期間

令和 5 年 10 月 1 日(日)以降に着手し、令和 6 年 3 月 31 日(日)までに完了するもの

3 提出書類

- (1) 交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 経費所要額調(別紙 1)
- (3) 事業計画書(別紙 2)
- (4) 事業費の積算根拠(別紙)
- (5) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (6) 確認書
- (7) 外国人介護人材を対象にした研修実施計画書(要領様式第 1 号の 1)  
(外国人介護人材を対象にした研修事業を実施する場合のみ)
- (8) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修実施計画書(要領様式第 1 号の 2)  
(外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業を実施する場合のみ)

4 提出期限

令和5年8月31日（木）までにメールにて提出してください。

メールアドレス：[kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp)（介護支援課介護人材係）

5 その他

- ・ 事業内容の詳細及び提出書類の様式は、以下の長野県ホームページをご確認ください。

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」

→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「外国人介護人材受入支援事業」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokuzinn.html>

- ・ 予算の範囲内で補助金を交付しますので、事業実施要望により調整させていただきます。

（問合せ先）

担 当 介護支援課介護人材係 高地、永田

電 話 026-235-7129（直通）

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail [kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp)